

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、商号を長谷川香料株式会社と称し、英文では、T. HASEGAWA CO., LTD. と表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種香料の製造並びに販売
2. 各種食品添加物の製造並びに販売
3. 各種動植物よりの香料および成分の抽出、加工並びに販売
4. 化粧品、食品の製造並びに販売および酒類、日用品雑貨の販売
5. 油脂類の販売
6. 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、農業薬品、工業薬品、化学薬品、特殊肥料、混合飼料、芳香剤、消臭剤の製造並びに販売
7. 化粧品、日用品雑貨、食品の開発に関するコンサルタント業務
8. 前各号の輸出入に関する業務
9. 前各号に付帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

### (機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

### (公 告 方 法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、160,000,000株とする。

**(単元株式数)**

**第7条** 当会社の単元株式数は、100株とする。

**(単元未満株式についての権利)**

**第8条** 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 単元未満株式の売渡しを請求する権利

**(単元未満株式の買増し)**

**第9条** 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

**(自己株式の取得)**

**第10条** 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

**(株主名簿管理人)**

**第11条** 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

**(株式取扱規程)**

**第12条** 当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

**(招 集)**

**第13条** 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

**(定時株主総会の基準日)**

**第14条** 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

**(総会の招集権者)**

**第15条** 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に差支えあるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。

(総会の議長)

**第16条** 株主総会の議長には取締役社長が当たる。ただし、取締役社長に差支えあるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

**第17条** 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

**第18条** 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

**第19条** 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、その株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(員 数)

**第20条** 当会社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

**第21条** 取締役は、株主総会の決議により選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任期)

**第22条** 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役)

**第 23 条** 当会社は、取締役会の決議をもって代表取締役若干名を選定する。

(役付取締役)

**第 24 条** 当会社は、取締役会の決議をもって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

(報酬等)

**第 25 条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会)

**第 26 条** 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長が招集しその議長に任ずる。ただし、取締役社長に差支えあるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がその任に当たる。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはさらにこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

**第 27 条** 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の責任免除)

**第 28 条** 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

**第 29 条** 当会社の監査役は 4 名以内とする。

(選任方法)

**第 30 条** 監査役は、株主総会の決議により選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

**(任期)**

- 第31条** 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

**(常勤の監査役)**

- 第32条** 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

**(報酬等)**

- 第33条** 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

**(監査役会)**

- 第34条** 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはさらにこれを短縮することができる。

**(監査役の責任免除)**

- 第35条** 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

**第6章 計 算**

**(事業年度)**

- 第36条** 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とす

る。

(剩余金の配当等の決定機関)

**第37条** 当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剩余金の配当の基準日)

**第38条** 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて配当することができる。

(配当金等の除斥期間)

**第39条** 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(附 則)

**第1条** 変更後定款17条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

2. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。